

つたので、一時頗る非境に陥つたのだが、一年藩が奥村榮實に財政整理を託し、而して榮實が木屋藤右衛門・島崎徳兵衛・錢屋五兵衛を招いて救済の方法を協議するに及び、五兵衛は又復興の機運を把握し、藩の御手船御用として活躍することになった。十四年四月藩が二千五百石積の慶安丸と二千石積の常安丸を造り、弘化元年四月常豊丸・常磐丸を加へて、悉く運用を五兵衛に委託したのはその爲であつた。而して五兵衛は是等藩船を諸港に往來せしめて、藩の財政に裨益したと共に、自家所有の船舶をも藩船に擬して諸種の利便と巨富を得ることが出来たといふのである。是に由つて五兵衛はその地位を進められて十村格に列し、帯刀を許され、清水の姓を冒し、悴喜太郎も天保十四年藩の御銀裁許たることを命ぜられ、家柄町人に准じ、又納稅半額を除かれる特權を得た。

(四)五兵衛の子―世に有名なる疑獄事件は、五兵衛が河北潟の一部を埋立て、耕地を得んとしたことから起る。初め五兵衛に三男があつた。長は喜太郎、次は佐八郎、季は要藏であつた。佐八郎は家に在つて兄の業を助け、要藏は初め宗家與三八(與三兵衛の子與三八の子)に養はれて居たが、その後與三八は一子與十郎を擧げたから離縁した。要藏才氣煥發、頗る父の風があつたので、五兵衛は之を愛し、爲に一家を創立して宮腰の近邑寺中に居らしめ、又藩吏に請託して新田裁許となし、更に班を進めて十村たらしめんと欲した。併し十村は農民中の舊族から採られるもので、否らざれば拔群の功あるを要したから、五兵衛は要藏をして一大事業を爲さしめ

んとし、遂に河北潟の埋立を計畫した。(五)河北潟埋立―河北潟は宮腰を距ること里餘、周廻六里の大湖であるが、五兵衛は之を埋立て、美田を開拓し、上は藩庫の收入を大ならしめ、下は民業を豊かにせば、要藏を十村たらしめることも亦容易であると考へたのである。即ち先づ石川郡曾谷村の新田裁許文右衛門をして設計に當らしめ、且つ粟崎村の富豪木屋藤右衛門・島崎徳兵衛を誘ひ、嘉永二年三人の名義で出願してその許可を得た。而してこの事業の目的は、河北郡東蚊爪村・大浦村・木越村・大場村に高千七百石、八田村に六百石、領家村・指江村・狩鹿野村・内日角村・大崎村に高千七百石の田地を得るに在つた。

(六)漁民の反對―要藏等の埋立を出願した時、湖岸向粟崎・大根布・宮坂・荒屋・室・大崎・内日角の漁民は、その生業を懼はれんことを恐れて直に反對したが、固よりその反省を促すに足らなかつた。特に木屋・島崎の埋立は小規模でもあり、土工も亦近村の漁民を使役したに拘らず、錢屋の新開は二千九百石たるべきを豫期せられ、土工を鳳至郡甲村の理兵衛が引率する能登の黒鉄に求めたから、之に對する非難の聲は大に熾であつた。(七)流毒事件―錢屋の工事主任は初め石川郡笠舞村の新田裁許嘉兵衛であつたが、その歿後九兵衛が代り、嘉永五年五月から着手した。然るに漁民等往々工事の番小屋を破壊し、湖中の亂杭を除き、又その投じた粗朶中に潜伏する魚類を捕獲する爲に之を流失せしめる如きものがあつたから、五兵衛は魚類の墜滅を謀つて工事を進捗せしめる爲、石灰を水中に投せしめた。然るに之が結果であつたか否か

は不明であるが、七月廿七日頃から魚類が多く死し、八月に至つては死魚を食して命を損ず禽鳥すらあつたので、漁民等之に乗じて五兵衛・要藏を非議し、藩亦事の容易ならざるを慮り、漁民に食糧を給して湖魚の漁撈と販賣を禁じた。この際八月十八日大根布の村民等、公魚・大場鮓・白鮓を食して翌日暴吐暴瀉し、廿五日までに十人の死者を出したが、先に七月二十日五兵衛が要藏と共に善光寺に赴き、八月十二日に歸着したことも、亦彼等が流毒の嫌疑を避ける爲でなかつたかと揣摩せられた。

(八)關係者の逮捕―是に於いて藩吏は密偵を放つて調査せしめたが、五兵衛と要藏が石灰及び毒油を投じたとする説が盛であつたから、試みに湖底を探つたに石灰數十俵を得、又この俵を水中に浸す時は油氣を生じ、それに魚を放てば死んだ。因つて藩吏は風説を眞實なりとし、湖畔の番人を郡奉行に引致し、次いで九月三日要藏を、十一日五兵衛・喜太郎・佐八郎を金澤町會所附屬の牢獄に投じた。(九)審判と斷罪―嫌疑者の悉く逮捕せられるや、藩は事件の郡部所管に屬するを以て、改作奉行篠原平三郎・近藤平作・石黒堅三郎、郡奉行前田彌五作・坂井勘藏、宮腰町奉行菊池常三に下吟味を命じたので、彼等は先づ横目の立會を得て、宮腰・寺中に於ける錢屋の住宅を搜索し、尋いで御算用場の白洲に於いて尋問し、九月晦日彼等を公事場の牢に移したが、口書の整理せられるに至るまで、尙郡奉行等の豫審を繼續した。然るに五兵衛は頗齡であつた爲、未だ正式の裁判を経ずして十一月廿二日(味爽前であるから廿一日とも記さ

れる)獄死した。かくて郡奉行は十一月二日被告の口書八十七通を公事場に送附したが、公事場奉行前田外記・岡島左膳・石野右近・本多求馬佐、公事場横目・淺野周左衛門・堀忠兵衛の干興した裁判はその後久しく繼續した。しかも要藏以下皆流毒の事實を白狀せず、纔かに指江村孫兵衛の指揮によつて石灰を投じたことを漏らしたものであるばかりで、終に嘉永六年十二月要藏を磔刑に、錢屋の番頭市兵衛を梟首とし、五兵衛と石灰投入を建築した指江村孫兵衛とは磔刑に當るも、獄死したるが故に實刑を科せず。喜太郎・佐八郎を永牢とする外多數が處罰せられた。後喜太郎・佐八郎の出獄を許されたのは安政四年に在つた。

(十)五兵衛と外國貿易―近時五兵衛の名が噴々として世に傳へられるに至つたのは、彼が幕末鎖港の時に當り、夙に外國と貿易するの必要を知り、禁令を破つて之を斷行し、以て開國の先導者となつたといふ點にある。しかし、この事は片々たる事實を綜合して、恐らくは之を爲したであらうと想像するに止り、固より牢乎抜くべからざる證據の存するわけではない。(十一)五兵衛と俳句―五兵衛は風流韻事を排斥したが、獨俳諧に於いては稍嗜好が深かつた。五兵衛の俳號は龜巢といひ、所居を橘仙堂とも松帆樹ともいうた。この嗜好は主として五十歳以後に起り、盛に染筆を試みたは七十歳からであつた。五兵衛の歿年は公文書に八十二歳となつてゐるが、彼の多くの揮毫から推すと八十歳であつたのである。ゼニヤゴヘイシヨケイシヨルイ 錢屋五兵衛處刑書類 寫本六冊から成り、前田家編輯